四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
佐村川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県江田島市沖美町大字是長字中曽根七一五番二地内二級基準点NO・1を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と標柱二号を昭和四十五年建設省告示第千七百八号で指定した同号一四に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一五九度四七分四五秒　七〇〇・九二四メートルの地点　一号
標柱一号から三五度五六分二四秒　五一・九四九メートルの地点　二号
標柱二号から一四六度四七分二五秒　二五・三四二メートルの地点　三号
標柱三号から二三三度一二分二〇秒　四三・七九二メートルの地点　四号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
雲母川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安芸区阿戸町字国草四〇九番一地先四等三角点国草を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十九年建設省告示第百十四号で指定した雲母川に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から二六四度一〇分三五秒　一〇五五・七三二メートルの地点　一号
標柱一号から二六八度五分八秒　一〇一・五三八メートルの地点　二号
標柱二号から三五七度二五分四九秒　三〇・二六七メートルの地点　三号
標柱三号から二九三度二〇分一〇秒　一一六・九八四メートルの地点　四号
標柱四号から三三四度二四分一秒　四七・三六二メートルの地点　五号
標柱五号から二九〇度二九分四八秒　一四八・一八七メートルの地点　六号
標柱六号から二八三度四六分三〇秒　九五・〇七七メートルの地点　七号
標柱七号から三一二度四七分二三秒　一四〇・九八八メートルの地点　八号
標柱八号から六〇度四五分四三秒　二二・〇〇三メートルの地点　九号
標柱九号から一三二度八分四一秒　一三二・四三七メートルの地点　十号
標柱十号から一〇〇度三七分一八秒　三二五・〇四二メートルの地点　十一号
標柱十一号から一三度三三分四六秒　一四七・六六六メートルの地点　十二号
標柱十二号から一六六度二五分三三秒　五二・六五二メートルの地点　十三号

○国土交通省告示第千四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十四年九月二十一日　国土交通大臣　羽田雄一郎
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
神田洞谷
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第八百三十号で指定した同号十二に掲げる土地の区域を除く。）
岐阜県加茂郡七宗町神渕
字神田　三四九五番　一号
三四七〇番　二号
三四七八番一　三号
三四六四番　四号及び五号

○国土交通省告示第千四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。
平成二十四年九月二十一日　国土交通大臣　羽田雄一郎
一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
歌洞川
二　砂防法第二条の土地の表示
昭和二十七年建設省告示第七百二十一号で指定した土地のうち、次に掲げる土地の区域
岐阜県加茂郡八百津町和知
字歌洞　三四一九番一　三四四四番一

○環境省告示第百三十四号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の十三の規定に基づき、広域的処理に係る特例の対象となる一般廃棄物（平成十五年環境省告示第百三十一号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。
平成二十四年九月二十一日　環境大臣　細野　豪志
本則に次の三号を加える。
十一　廃乳母車（乳母車又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
十二　廃乳幼児用ベッド（乳幼児用ベッド又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）
十三　廃幼児用補助装置（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十一条の三第三項に規定する幼児用補助装置又はその部品若しくは付属品が一般廃棄物となったものをいう。）

国会事項

衆議院

辞令

（庶務部長）衆議院参事　小島　克美
国際部長参事吉田雅治海外出張不在中同部長事務代理を命ずる
議事部副部長秘書課長事務取扱参事鹿村謙太郎海外出張不在中同課長事務取扱を命ずる（九月十八日）

人事異動

内閣

国務大臣秘書官　野間　健
願に依り本官を免ずる（九月十日）
○法務大臣臨時代理解職　川端　達夫
国務大臣
法務大臣滝実帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に法務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○外務大臣臨時代理解職　藤村　修
同
外務大臣玄葉光一郎帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く
○防衛大臣臨時代理解職　藤村　修
同
防衛大臣森本敏帰朝につき内閣法第十条の規定による臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣としての指定を解く（以上九月十五日）
国務大臣　森本　敏
国家公安委員会委員長松原仁海外出張不在中国家公安委員会委員長事務代理を命ずる
同　森本　敏
内閣府特命担当大臣松原仁海外出張不在中内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全担当）事務代理を命ずる（以上九月十六日）
内閣府特命担当大臣　細野　豪志
原子力防災を担当させる
環境副大臣　武藤　勝彦
（横光　克彦）
内閣府副大臣に兼ねて任命する
環境大臣政務官　高山　智司
内閣府大臣政務官に兼ねて任命する
（軍縮会議日本政府代表部在勤）
特命全権大使　天野　万利
中東地域及び欧州地域に関連する諸問題に関し、関係国政府等と交渉するための日本政府代表　飯村　豊
国際連合第六十七回総会日本政府代表を命ずる
期間は本件総会会期終了の日までとする（各通）
（外務省参与）　佐藤啓太郎
（総合外交政策局長）外務事務官　平松　賢司
（中東アフリカ局長）同　宮川眞喜雄
（国際法局長）同　兼原　信克
（総合外交政策局軍備不拡散・科学部長）同　北野　充
国際連合第六十七回総会日本政府代表代理を命ずる
期間は本件総会会期終了の日までとする（各通）
（独立行政法人宇宙航空研究開発機構技術参与）　堀川　康
（和洋女子大学名誉教授）　鷲見八重子
（国際連合国際法委員会委員）　村瀬　信也
（アジア大洋州局南部アジア部長）外務事務官　石川　和秀
（中東アフリカ局アフリカ部長）　岡村　善文
同
（大臣官房地球規模課題審議官）　石井　正文
同